

## 医療計画部会の審議状況について

	第 2 回
日 時	平成 26 年 3 月 17 日 (月) 午後 2 時から午後 4 時まで
場 所	愛知県白壁庁舎 5 階 第 4 会議室
出席者	委員 9 名 (委員総数 10 名)
議 題	<p>愛知県医療圏保健医療計画の策定について            病床整備計画について (2~6 頁参照)            (医) 済衆館 始め 10 件            特定病床の特例による病床整備計画について (7~11 頁参照)            病床整備計画等に係る取扱いの見直しについて (12~15 頁参照)            医療審議会の組織見直しについて</p> <p>【審議結果】</p> <p>計画最終案について適当とされた。            承認。            組織見直し案について一部修正の上、適当とされた。</p>
報告事項	<p>愛知県地域保健医療計画別表に記載されている医療機関名の更新について</p> <p>地域医療ビジョンについて</p>

## 病床整備計画について

### 趣旨

基準病床数及び既存病床数に基づき提出された各病床整備計画の内容の適否等についてご意見を伺う。

( 根拠規定：愛知県病院開設等許可事務取扱要領第 3 )

### 1 病床種別

一般病床及び療養病床

### 2 計画者

医療法人済衆館 済衆館病院始め 10 件

### 3 圏域保健医療福祉推進会議の意見

尾張中部医療圏	( 2 月 5 日開催 )	「承認」
尾張西部医療圏	( 2 月 1 8 日開催 )	「承認」
尾張北部医療圏	( 2 月 1 2 日開催 )	「承認」
知多半島医療圏	( 2 月 1 3 日開催 )	「承認」
西三河南部東医療圏	( 2 月 5 日開催 )	「承認」
西三河南部西医療圏	( 2 月 1 9 日開催 )	「承認」
東三河南部医療圏	( 2 月 4 日開催 )	「承認」

圏域別提出状況

病種別	区 域	基準 病床数	既 存 病床数	計画承認 済病床数	差指数	今回提出された整備計画					
		( A )	( B )	( C )	( D )	全 体		病 院		診 療 所	
		H23.3.29	H25.9.30		(A)-(B)-(C)	施設数	病床数	施設数	病床数	施設数	病床数
一般病床 及び 療養病床	名古屋圏	15,388	合計	20,262	19	4,893	-	-	-	-	-
			一般	16,107	19		-	-	-	-	
			療養	4,155	-		-	-	-	-	
	海医療部圏	1,964	合計	1,959	7	2	-	-	-	-	-
			一般	1,262	2		-	-	-	-	
			療養	697	5		-	-	-	-	
	尾張中部圏	862	合計	752	18	92	1	92	1	92	-
			一般	336	62		-	58	-	58	
			療養	416	44		-	34	-	34	
	尾張東部圏	3,558	合計	4,486	-	928	-	-	-	-	-
			一般	3,604	-		-	-	-	-	
			療養	882	-		-	-	-	-	
	尾張西部圏	3,586	合計	3,509	-	77	1	5	-	-	5
			一般	2,718	-		-	5	-	-	5
			療養	791	-		-	-	-	-	-
尾張北部圏	4,854	合計	4,639	160	55	2	29	-	-	29	
		一般	3,347	-		-	6	-	-	6	
		療養	1,292	160		-	35	-	-	35	
知多半島圏	3,473	合計	3,091	-	382	2	79	1	60	19	
		一般	2,675	-		-	19	-	-	19	
		療養	416	-		-	60	-	-	-	
西北三河部圏	2,900	合計	2,372	1	527	-	-	-	-	-	
		一般	1,813	1		-	-	-	-		
		療養	559	-		-	-	-	-		
西南三河東部圏	2,860	合計	2,245	2	613	2	34	1	15	19	
		一般	1,430	2		-	34	-	15	19	
		療養	815	-		-	-	-	-	-	
西南三河西部圏	4,676	合計	4,534	24	118	1	19	-	-	19	
		一般	2,949	24		-	19	-	-	19	
		療養	1,585	-		-	-	-	-	-	
東北三河部圏	630	合計	508	-	122	-	-	-	-	-	
		一般	301	-		-	-	-	-	-	
		療養	207	-		-	-	-	-	-	
東南三河部圏	6,444	合計	6,189	251	4	1	4	1	4	-	
		一般	3,444	-		-	4	-	-	-	
		療養	2,745	251		-	-	-	-	-	
計	51,195	合計	54,546	482	3,833	10	262	4	171	91	
		一般	39,986	110		-	133	-	77	56	
		療養	14,560	372		-	129	-	94	35	
精神病床	全 県 域	12,554	13,008	-	454	-	-	-	-	-	
結核病床	全 県 域	218	256	-	38	-	-	-	-	-	
感染症病床	全 県 域	74	70	2	2	-	-	-	-	-	

病床不足地域における病床整備計画について

病床種別	医療圏	病床を整備しようとする施設 名称 所在地 開設者	整備 病床数	病床種別等			
				病床種別	現状	計画	計
一般 病 及 療 養 病 床	尾張 中部	医療法人済衆館 済衆館病院 北名古屋市鹿田西村前 111 番地 医療法人済衆館	92 床	病床種別	現状	計画	計
				一般	168	58	226
			療養	100	34	134	
			計	268	92	360	
		1 病院	92 床				
	尾張 西部	びさい眼科 一宮市東五城備前 10-1 山田 和正	5 床	病床種別	現状	計画	計
				一般	0	5	5
			計	0	5	5	
		1 診療所	5 床				
	尾張 北部	新小木南クリニック（仮称） 小牧市小木南 2-32 野村 知秀	19 床	病床種別	現状	計画	計
				療養	0	19	19
				計	0	19	19
		2 診療所	29 床				
知多 半島	医療法人啓生会 小牧クリニッ ク 小牧市大字北外山字桜井 807-5 医療法人啓生会	10 床	病床種別	現状	計画	計	
			一般	9	6	3	
			療養	0	16	16	
			計	9	10	19	
	2 診療所	29 床					
知多 半島	西知多リハビリテーション病院 知多市岡田字野崎 10-1 他 医療法人メディライフ	60 床	病床種別	現状	計画	計	
			療養	0	60	60	
			計	0	60	60	
		1 病院	60 床				
知多 半島	前原整形外科リハビリテーショ ンクリニック 大府市北崎町 5-58 他 医療法人利靖会	19 床	病床種別	現状	計画	計	
			一般	0	19	19	
			計	0	19	19	
	1 病院 1 診療所	79 床					

病床種別	医療圏	病床を整備しようとする施設 名称 所在地 開設者	整備 病床数	病床種別等				
				病床種別	現状	計画	計	
一般 病 及 療 病 床 び 養 床	西三河 南部東	岡崎市民病院 岡崎市高隆寺町字五所合 3-1 岡崎市	15 床	病床種別	現状	計画	計	
				一般	700	15	715	
				計	700	15	715	
			南岡崎ベルクリニック（仮称） 岡崎市中島町鮫田 12 医療法人葵鐘会	19 床	病床種別	現状	計画	計
					一般	0	19	19
					計	0	19	19
			1 病院 1 診療所	34 床				
		西三河 南部西	医療法人輝 ジュンレディース クリニック安城（仮称） 安城市篠目町童子 202-8 医療法人輝	19 床	病床種別	現状	計画	計
				一般	0	19	19	
				計	0	19	19	
		1 診療所	19 床					
	東三河 南部	豊川市民病院 豊川市八幡町野路 23 豊川市	4 床	病床種別	現状	計画	計	
				一般	440	4	444	
				計	440	4	444	
		1 病院	4 床					

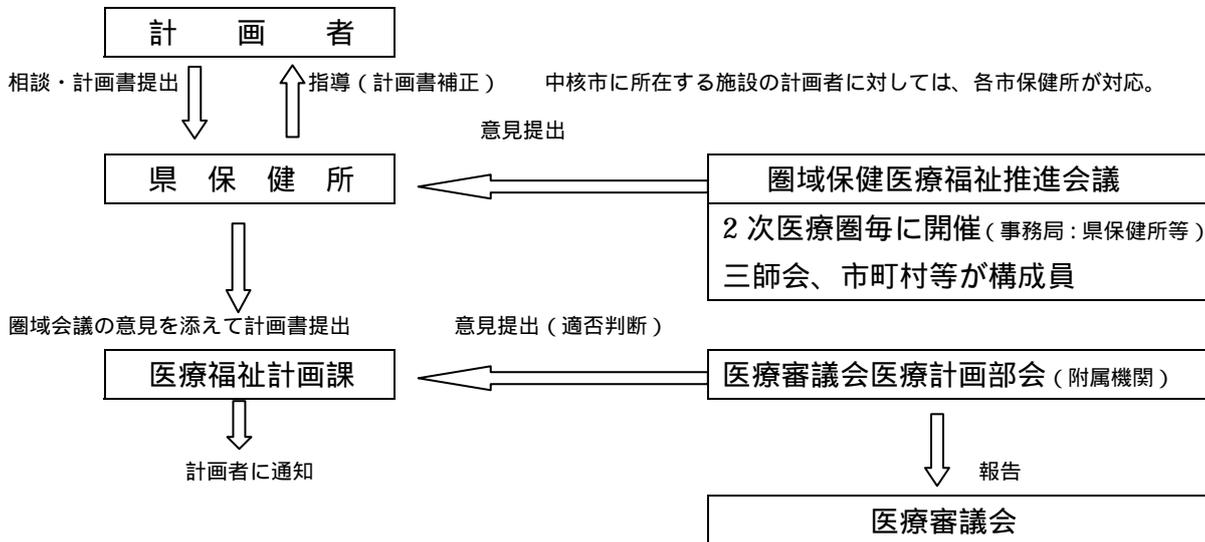
## 病床整備計画の手続について

病院の開設、病院の病床の増加、あるいは診療所の病床の設置といった行為（以下「病院開設等」という。）を行う場合は、医療法に基づき、知事の許可を受ける必要があります。

本県では、医療法による許可の前に、病院開設等を計画している者から事前に計画書を提出してもらい、その計画内容を審議し適当と認めた場合に限り、医療法上の許可を行うという**事前協議制**を採用しております。

事前協議の手続は、「**愛知県病院開設等許可事務取扱要領**」により規定されております。

事前協議の流れは以下のとおりです。



病床整備計画の対象となる病床は以下のとおりです。

### ・一般病床

以下の病床以外のもの

### ・療養病床

以下の病床以外の病床であって、主として長期にわたり療養を必要とする患者を入院させるためのもの

### ・精神病床

精神疾患を有する者を入院させるためのもの

### ・感染症病床

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に規定する一類感染症、二類感染症及び新感染症の患者を入院させるためのもの

### ・結核病床

結核の患者を入院させるためのもの

## 特定病床の特例による病床整備計画について

### 1 根拠等

病床過剰地域であっても、更なる整備が必要となる一定の病床については、厚生労働大臣に協議し同意を得た数について増床の許可に係る事務を行うことができる。(医療法第30条の4第8項、同施行令第5条の4第2項、同施行規則第30条の32の2第1項)

(参考) 尾張東部医療圏(平成25年9月30日現在)

基準病床数	既存病床数	差引
3,558床	4,486床	928床

### 2 整備の概要

医療圏名	病床を整備しようとする施設 名称 所在地 開設者	整備 増床数	特定病床 の種類	病床種別等			
				病床種別	現状	計画	計
尾張東部	あいち肝胆膵ホ スピタル 愛知郡東郷町大 字春木字白土 1 217 末永 昌宏	特定 病床 11床	がん病床	病床種別	現状	計画	計
				一般	19	11	30
				計	19	11	30
				増床に伴い診療所 病院			

平成26年8月 使用開始予定

### 3 圏域保健医療福祉推進会議の意見

尾張東部医療圏 (2月3日開催) 「承認」

#### 4 愛知県病院開設等許可事務取扱要領第4の審査基準への対応状況

基 準	対応状況	適否
原則として許可後1年以内に確実に着工できる見込みがあること。資金計画において無理がない計画であることを確認すること。	平成26年5月着工予定	適
開設許可病床に対する病床利用率が原則として80%以上であること。	96.3%(平成23年度の立入検査結果)	適
医療従事者について医療法の標準数を満たしており、かつ、増床に対応して確実に充足する見込みがあること。	計画常勤換算数(医師4.8人、看護師22.0人、薬剤師1.6人)確保予定	適
直近の医療監視員による立ち入り検査において指摘された不適合事項が改善されていること。	平成23年度の立ち入り検査にて不適合事項なし。	適

## 特定病床整備計画書

医療圏名	尾張東部医療圏					
整備予定施設名	あいち肝胆膵ホスピタル (診療科目) 消化器内科、消化器外科					
特定病床計画数	特定病床種類	開設許可病床数	整備予定病床数	計		
	がん病床	19	11	30		
	(主な利用形態) 肝胆膵領域のがん患者のための病床					
病床利用率		病床種別	病床数	入院者数	病床利用率	
	立入検査結果 (平成23年度)	一般病床	19	18.3	96.3	
医療従事者  (注) 非常勤職員数の ( )内は常勤 換算数を記載す る。		医師	歯科医師	看護師	薬剤師	
	現 状	常勤職員数	2	-	15	1
		非常勤職員数	13(0.8)	- ( )	9(3.0)	3(1.6)
	<立入検査結果・平成23年度>					
	必要数	-	-	-	-	
	常勤換算数	2.9	-	18	常勤1、非常勤3	
	充足率	-	-	-	-	
	<増員計画>					
	予想必要数	4.0	-	18.0	1.0	
	計画常勤換算数	4.8	-	22.0	1.6	
予想充足率	120%	-	122.2%	106.6%		
立入検査不適合	不適合事項		改善状況			
	なし		/			
資金計画等  (注) 「調達方法」は 予定金額合計の 調達源泉を記入 する。	用地確保	必要なし・必要あり( m <sup>2</sup> 予定)				
	工事予定	着工：平成26年5月予定 竣工：平成27年3月予定 (工事が不要ない場合の理由)				
	資金計画		必要面積	予定金額	調達方法	
		用地	m <sup>2</sup>	万円	銀行より借入	
		工事	330	4,800		
		その他				
	計	330	4,800			
許可申請	平成26年3月					
病床使用	平成26年8月使用開始予定					
備考						

平成 10 年 7 月 24 日付け厚生労働省指導課長通知「医療法施行規則第 30 条の 32 の 2 第 1 項に規定する特定の病床の特例について」の個別留意事項への対応状況

要件	計画状況
<p>該当疾患に関し、国又は都道府県等の作成する医療機関に関する整備計画等に基づくものであって、専門的かつ特殊な診療機能を有する病院等であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・肝胆膵疾患領域がんにおいて十分な診療能力を持つ当該医療機関を増床することで、当該地域のがん診療機能の充実を図る必要がある。</li> <li>・肝胆膵疾患を対象として診療する専門的な医療施設。</li> </ul>
<p>当該疾患の診断及び治療に必要な体制を有するとともに、当該診療に関してその地域の一般の医療機関では満たし得ない特殊の機能を有する病院等であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤換算で、医師 2.8 人、薬剤師 2.6 人、看護師 18 人、放射線技師 2 人、臨床検査技師 2.8 人と、診断及び治療に必要な体制を有している。</li> <li>・地域の一般の医療機関でほとんど実施されていない肝胆膵領域のがん手術を行っている。</li> </ul>
<p>当該疾患を対象とする調査研究施設及び調査研究設備を有するとともに、当該疾患に関し相当の研究歴を有する者が常時相当数勤務することとされている等、当該疾患に関する調査研究に必要な体制を有する病院等であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・常勤医師 2 名は、いずれも専門領域の経験が 40 年と長く、関係学会の認定医や指導医、専門医となっており、学会での発表等を行っている。</li> <li>・臨床研究として「肝胆膵外科領域の患者に対する臨床症例からの研究」を行っている。</li> </ul>
<p>組織的な病院管理が行われ、かつ病歴管理者が常時勤務することとされていること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・診療情報管理士の資格を有する職員が常時勤務しており、病歴管理はなされている。</li> </ul>
<p>研修室、視聴覚機器等、当該疾患に関し他の機関に所属する医療関係者の研修が実施できる施設及び設備を有する病院等であること。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・研修可能な会議室がある。</li> <li>・登録医との診診連携懇談会を年 2 回開催している。</li> </ul>
<p>「高度ながん診療を行う病院の当該機能として、次に掲げる医療機能のいずれかに該当するものであること。 ( 進行悪性腫瘍の集学的治療、進行悪性腫瘍の手術、骨髄移植、リニアックによる放射線治療等 )</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・進行悪性腫瘍の手術を実施。</li> <li>・化学療法室を有し、切除と化学療法を組み合わせた集学的治療を実施。</li> <li>・リニアックによる放射線治療は、近隣病院と提携して実施。</li> </ul>

(参 考)

#### **医療法第 30 条の 4 第 8 項**

都道府県は、第 13 項の規定により当該都道府県の医療計画が公示された後に、厚生労働省令で定める病床を含む病院の開設の許可の申請その他の政令で定める申請があった場合においては、政令で定めるところにより算定した数を、政令で定める区域の第 2 項第 11 号に規定する基準病床数とみなして、当該申請に対する許可に係る事務を行うことができる。

#### **医療法施行令第 5 条の 4 第 2 項**

法第 30 条の 4 第 8 項に規定する政令で定めるところにより算定した数は、算定基準又は第 5 条の 2 第 2 項の規定に従い算定した数に厚生労働大臣に協議し、その同意を得た数を加えて得た数とする。

#### **医療法施行規則第 30 条の 32 の 2 第 1 項**

法 30 条の 4 第 8 項に規定する厚生労働省令で定める病床は、次に掲げる病床とする。

- 1 専らがんその他の悪性新生物又は循環器疾患に関し、診断及び治療、調査研究並びに医療関係者の研修を行う病院又は診療所の病床並びにこれに準ずる機能及び性格を有する病院又は診療所の病床（高度ながん診療施設又は循環器疾患診療施設が不足している地域における高度ながん診療又は循環器疾患診療を行う病院又は診療所の当該機能に係る病床に限る。）

## 病床整備計画等に係る取扱いの見直しについて

### 見直しの概要（案）

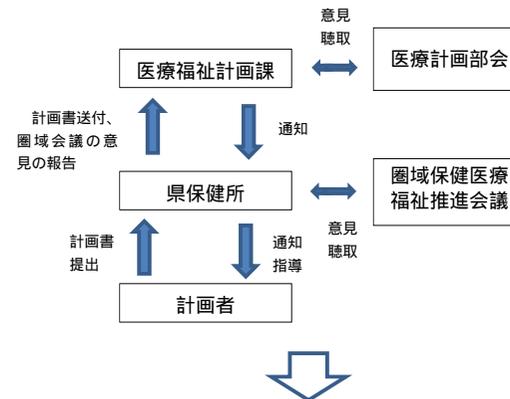
- 1 愛知県病院開設等許可事務取扱要領の一部改正
  - (1) これまで医療審議会等の審議事項とされてきた病床整備計画の審査について、審査基準を満たしている案件は報告事項とする。
  - (2) 病床過剰医療圏において、例外として整備可能とされてきた重症心身障害児（者）施設の病床に加え、新たに集中治療室（ICU）等の病床についても整備計画書の提出を認める。
- 2 医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務処理要領の一部改正
  - (1) これまで医療審議会等の審議事項とされてきた有床診療所の病床整備計画の審査について、届出資格の基準を満たしている案件については、報告事項とする。
  - (2) 周産期医療の診療所を新設するときの届出基準を満たしているかどうかの確認方法について、これまでの「地域周産期母子医療センターとの間で相互に連携する旨を示す書面の保持」を、「愛知県周産期医療情報システムへ登録する旨の確約書の提出」に改める。

- 1 愛知県病院開設等許可事務取扱要領の一部改正
  - (1) 病床整備計画の取扱いについて

### 見直し内容

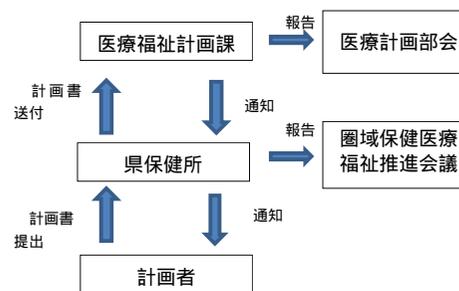
現 行	見直し案
提出のあったすべての病床整備計画について、圏域保健医療福祉推進会議及び医療審議会（医療計画部会）の意見を聴く。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 要領第4に掲げられた審査基準を満たしていると判断される病床整備計画については県で処理し、結果を圏域保健医療福祉推進会議及び医療審議会へ報告する。</li> <li>・ 要領第4に掲げられた審査基準の適合に疑義がある場合等あるいは特定病床に係る病床整備計画については、圏域保健医療福祉推進会議及び医療審議会の意見を聴く。</li> </ul>

### 【現 行】

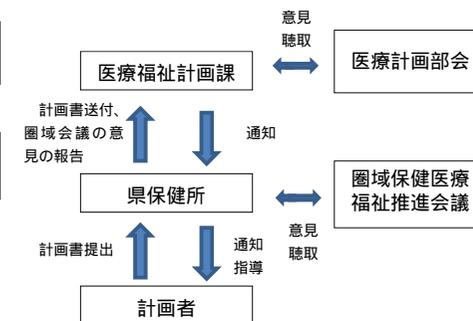


### 【改正後】

#### 審査基準に適合している場合



#### 審査基準の適合に疑義がある場合・特定病床



### 見直しの理由

事務の簡素化及び迅速化を図る。なお、医療法において、医療審議会への意見聴取が義務付けられているのは、病床過剰医療圏等における開設許可等の申請に対し、公的医療機関等への開設等許可の制限（第7条の2第6項）や、その他の医療機関への病床数の増加に対する勧告（30条の11）を行う場合とされている。

(参考)

審査基準（愛知県病院開設等許可事務取扱要領第4）

工事を必要とする場合、原則として許可後1年以内に確実に着工できる見込みがあること。なお、特に、資金計画において無理がない計画であることを確認すること。

開設許可病床に対する病床利用率が原則として80%以上であること。ただし、特定病床計画にあっては、増床によらなければ目的の病床整備が図られないことを確認すること。

医師、歯科医師及び看護師について医療法の標準数を満たしており、かつ、増床に対応して確実に充足する見込みがあること。

計画者が既に病院等を開設している場合は、直近の医療監視員による立ち入り検査において指摘された不適合事項が改善されていること。

ただし、診療所の病床については、この基準のうち「及び」は適用しない。

許可の制限（医療法第7条の2第6項）

都道府県知事が、病床過剰医療圏等において公的医療機関等に増床等の許可を与えない処分をするとき、または、稼動していない病床の削減命令をしようとするときは、あらかじめ、都道府県医療審議会の意見を聴かなければならない。

勧告（医療法第30条の11）

都道府県知事は、医療計画の達成の推進のため特に必要がある場合には、病院若しくは診療所を開設しようとする者又は病院若しくは診療所の開設者若しくは管理者に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、病院の開設若しくは病院の病床数の増加若しくは病床の種別の変更又は診療所の病床の設置若しくは診療所の病床数の増加に関して勧告することができる。

(2) 病床過剰医療圏におけるICU等の増床について

見直し内容

現 行	医療型障害児入所施設及び療養介護を行う施設の病床は、審査基準等を満たしているものについては、病床過剰医療圏においても例外として病床を整備することができる。
見直し案	病床を整備することができるものとして、集中強化治療室、放射線治療病室、無菌病室、心疾患強化治療室、国の開設する病院（宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省所管）労災病院、独立行政法人自動車事故対策機構法に規定する施設である病院、職域病院、ハンセン病療養所、医療観察法に基づく指定入院医療機関を追加する。

見直しの理由

地域主権改革第2次一括法による医療法の一部改正（平成24年4月1日施行）により、病床数の補正の基準を条例で定めることとされたため、本県においては医療法施行条例を制定したが（平成24年12月21日施行）同条例では医療法施行規則第30条の33に定める基準により補正を行う旨を規定していることから（平成24年8月6日医療審議会です承）、要領もこの主旨に沿って見直しを行う。

(参考)

医療法施行規則第30条の33第1項

既存病床数及び病院開設や増床の許可申請に係る病床数を算定するに当たって行わなければならない補正の基準は、次のとおり定められている。

条項	病院・病床等の種類	補正基準
第1号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国の開設する病院（宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省所管）</li> <li>・労災病院</li> <li>・独立行政法人自動車事故対策機構法に規定する施設である病院</li> <li>・職域病院</li> <li>・医療型障害児入所施設、療養介護を行う施設</li> </ul>	当該病院の病床数×(本来の目的の利用者以外の者の数÷当該病院の利用者の数)=既存及び申請病床数として算定
第2号	<ul style="list-style-type: none"> <li>・集中強化治療室</li> <li>・放射線治療病室</li> <li>・無菌病室</li> <li>・心疾患強化治療室</li> </ul>	当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床（バックベッド）が確保されている場合、算定しない。
第3号	介護老人保健施設	入所者定員に0.5を乗じた数を既存病床数に算定（経過措置により現在は原則算定対象外）
第4号	ハンセン病療養所	算定しない。
第5号	医療観察法に基づく指定入院医療機関	算定しない。

2 医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務処理要領の一部改正

(1) 病床整備計画の取扱いについて

見直し内容

現 行	居宅、へき地、小児・周産期医療に係る診療所のすべての病床整備計画について、圏域保健医療福祉推進会議及び医療審議会の意見を聴く。
見直し案	<ul style="list-style-type: none"> <li>要領第2及び第3に掲げられた留意事項を満たしていると判断される病床整備計画については県で処理し、結果を圏域保健医療福祉推進会議及び医療審議会へ報告する。</li> <li>要領第2及び第3の留意事項の適合に疑義がある場合等は、圏域保健医療福祉推進会議及び医療審議会の意見を聴く。</li> </ul>

見直しの理由

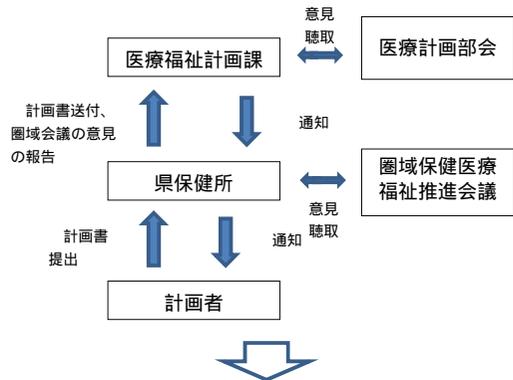
事務の簡素化及び迅速化を図る。なお、厚労省医政局長通知において、医療審議会で届出資格の基準を定めた場合は、届出資格者に該当しないと判断する場合以外は、医療審議会の議を経なくとも差し支えないとされている。

(参考)

届出基準（医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務処理要領）

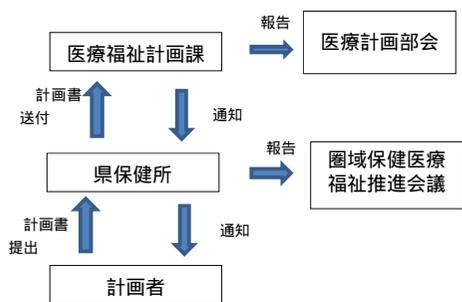
(医療法施行規則第1条の14第7項)	医療法施行規則第1条の14第7項の適用に関する事務処理要領 第2
(1号) 居宅等における医療の提供の推進のために必要な診療所として <b>医療計画に記載</b> され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。	(1) 診療報酬上で定められている在宅療養支援診療所の届出が東海北陸厚生局になされていること(診療所新設の場合は届出することが確実なこと)。 (2) 在宅医療の実施にあたり当該診療所に病床を設置することが適切かつ必要性があると認められること(有床診とする理由が明確であること)。
(2号) へき地に設置される診療所として <b>医療計画に記載</b> され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。	(1) 診療所新設の場合、当該診療所の新設により「無医地区」又は「無医地区に準ずる地区」が解消されること。 (2) 既設の診療所の場合、仮に当該診療所が廃止された場合に当該地区が「無医地区」又は「無医地区に準ずる地区」となること。
(3号) 前2号のほか、 <b>小児医療、周産期医療</b> その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために特に必要な診療所として <b>医療計画に記載</b> され、又は記載されることが見込まれる診療所に一般病床を設けようとするとき。	<p>小児医療</p> <p>(1) 小児科又は小児外科を標榜すること。 (2) 小児科専門医(日本小児科学会認定)又は小児外科専門医(日本小児外科学会認定)の資格を有する者が管理者となること。</p> <p>周産期医療</p> <p>(1) 産科又は産婦人科を標榜すること。 (2) 分娩を取扱うこと。 (3) 周産期医療に関して地域周産期母子医療センターとの間で相互連携体制をとっていること。</p>

【現 行】

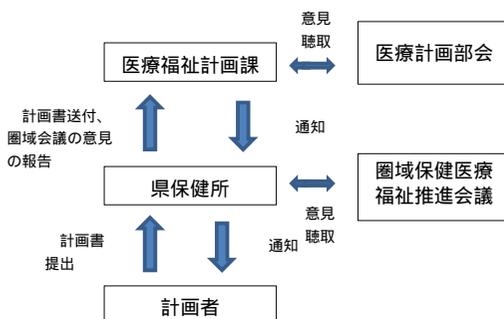


【改正案】

留意事項に適合している場合



留意事項の適合に疑義がある場合（現行どおり）



厚生労働省医政局長通知「良質な医療を提供する体制の確立を図るための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について」(平成18年12月27日)

### 第三 留意事項

1 (5) 医療計画に個々の診療所を記載するに当たっては、(1)から(3)までの診療所に該当するか否かを、必要とされる医療に関する地域の実状を踏まえて検討する必要があることから、都道府県医療審議会の議を経るものとする。なお、診療所一般病床設置の届出事務等が徒に遅滞することのないよう、都道府県医療審議会の部会の活用、都道府県医療審議会において(中略)診療所の基準を定め都道府県において届出資格の有無の審査を行う(ただし、届出資格者に該当しないと判断する場合には都道府県医療審議会の議を経ることとする)等の方法によることも差し支えない。

## (2) 周産期医療の届出基準の確認方法について

### 見直し内容

現 行	新設の診療所の場合は、当該医療圏又は隣接する医療圏の地域周産期母子医療センターとの間で相互に連携する旨を示す書面を保持していること。
見直し案	新設の診療所の場合は、愛知県周産期医療システムへ登録する旨を確認できる書類を提出させること。

### 見直し理由

地域周産期母子医療センターとの間で相互に連携する旨を示す書面の保持について、県内の地域周産期母子医療センターから、診療所が開業する前に覚書を締結することや特定の診療所のみと覚書を交わすことは困難との意見が出されていることを踏まえ、既設の診療所の場合と同様に、愛知県周産期医療情報システムへの登録を要件とし、具体的にはシステム登録の確約書提出により対応する。

## (参考) 既設の診療所における届出基準の確認方法

既設の診療所の場合は、愛知県周産期医療情報システムのIDが付与されていること。